

<報道発表資料>

令和5年1月27日

特別史跡埼玉古墳群の二子山古墳のき損被害について

特別史跡埼玉古墳群（行田市大字埼玉）の二子山古墳で、後円部墳頂部に人為的なき損（掘削）被害が2か所確認されました。

1 二子山古墳について

墳丘長 132.2m 後円部径 67.0m 後円部高さ 11.7m
埼玉古墳群内で最も大きい前方後円墳で、古墳時代6世紀前半の築造。
古墳保護のため、墳丘部への立入を禁止している。

2 き損の場所

二子山古墳 後円部墳頂中央部と墳頂東側

3 被害状況

墳丘の盛土部分のき損（掘削）

- ・墳頂中央部 直径約90cm、深さ約250cm の円形
- ・墳頂東側 縦約120cm、横約60cm、深さ約190cm の長方形

※墳丘盛土の掘削以外には被害は確認されていない。

4 判明の経緯

令和5年1月26日（木曜日）に県立さきたま史跡の博物館学芸員が、同古墳の状態を確認するため、墳丘に登った際に発見した。

5 被害の発生時期

- ・さきたま史跡の博物館では、埼玉古墳群の墳丘の保護のため、一部の古墳を除き墳丘に登っての状況確認は年1回程度としている。
- ・令和4年3月4日にさきたま史跡の博物館学芸員が確認した際は、異状はなかったため、被害の発生はその時以降と考えられる。

6 対応状況

- ・ 史跡のき損は文化財保護法に違反する犯罪行為であるため、1月26日に警察に通報した。今後正式に被害届を出す予定。
- ・ 同日文化庁に報告済み。き損の復旧については、文化庁と協議の上対応する。
- ・ 再発防止のため、立入禁止区域としている墳丘部分についても、さきたま史跡の博物館職員による点検の回数を増やし実施するなど、パトロールを強化していく。

参考1 文化財保護法上の罰則規定

第九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

参考2 特別史跡埼玉古墳群

5世紀後半から7世紀はじめ頃までに造られた9基の大型古墳（前方後円墳8基、円墳1基）が群集している。

《参考》古墳群案内図



《参考》き損被害か所

